

農学部自治会の(そこそこ細かい)システム説明1

～農学部自治会規約に従い民主的に運営しています～

By 農学部自治会委員長(Ver.2020)

☆農学部自治会の意思決定機関

① 自治委員会(国でいう国会)

- ・各学科 15 人に 1 人（端数切り上げ）の割合で選出された自治委員がメンバーです。
- ・半年に 1 回委員会が開かれます。
- ・委員会では農学部自治会の活動総括と決算の確認、および方針と予算の決定を行います。
- ・委員会で常任委員の承認も行います。
- ・自治委員のみが採決権を持ちます。
- ・決議は自治委員によって行われますが、会議に参加して意見を述べる権利は学部生全員が有しています。
- ・自治委員は辞任の意思を示さない限り継続とみなされます。

※クラス委員が自治委員の定員より多い場合はクラス委員の中から自治委員を選出します。

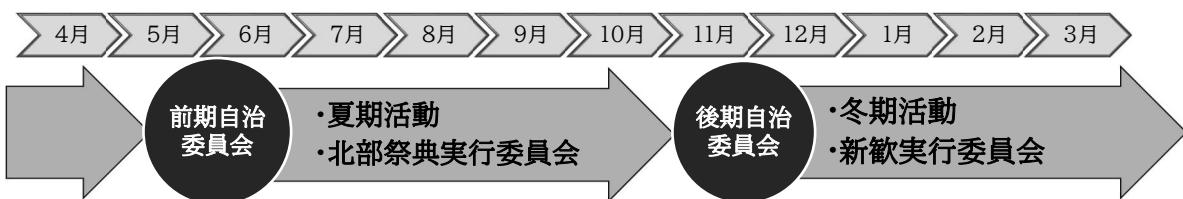
② 常任委員会(国でいう内閣)

- ・自治委員会で承認された農学部生がメンバーです。
- ・常任委員会は 1 か月に 1 回以上の頻度で招集されます。
- ・自治委員会で承認された方針と予算のもとに業務を執行します。
- ・農学部自治会の運営全般を担当します。
- ・常任委員でない人も会議で自由に意見を言えます。
- ・連絡先：info@kyodaiagri.org

③ 最高意思決定機関としての学生大会および学生投票(国でいう国民投票)

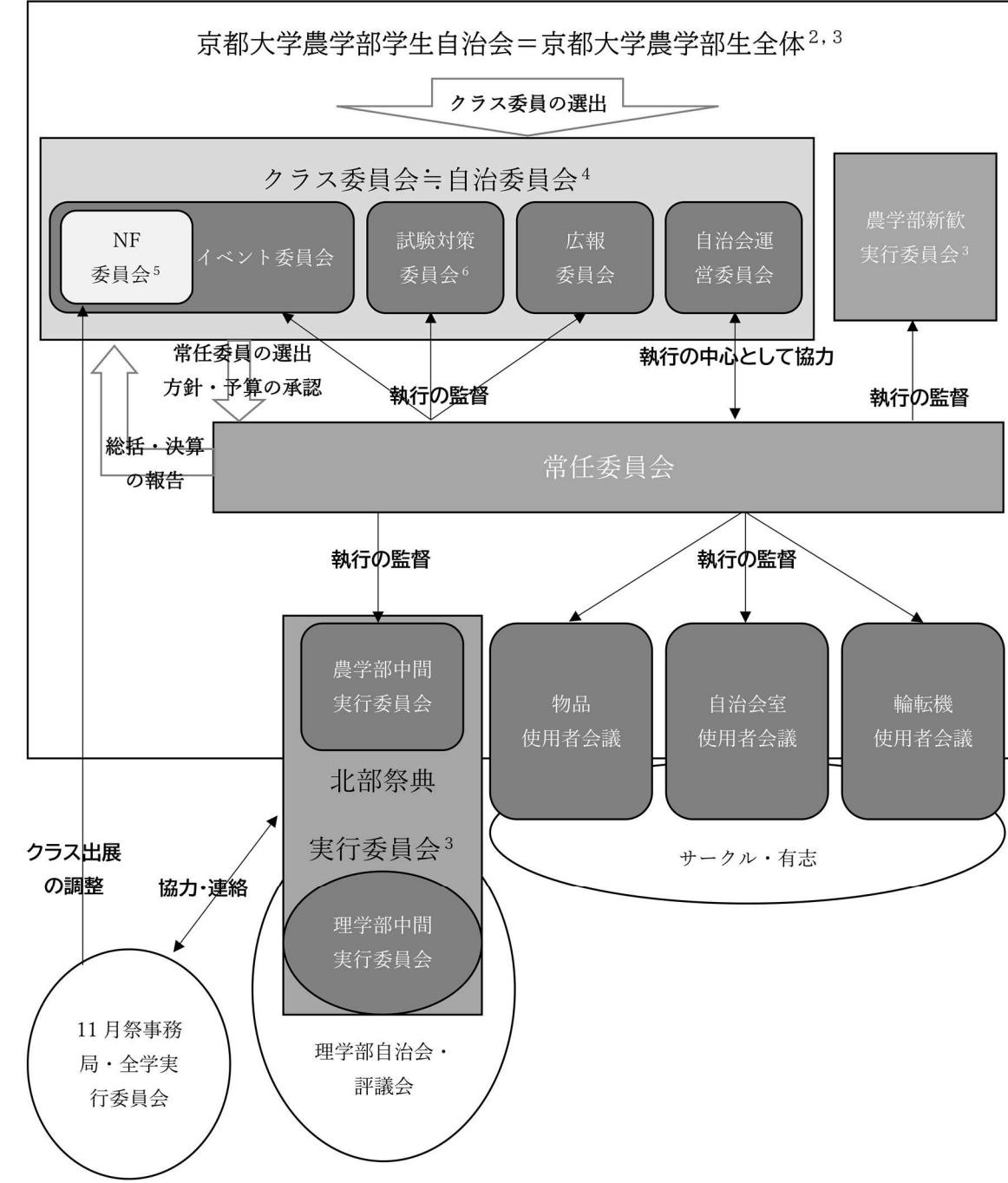
農学部生の総意を示し、特に強く学生の立場を主張する必要が出てきた場合には、全学部生による学生大会を開きます。学生大会は常任委員長または自治委員会の決定によって開かれますが、学部生の署名によって開くこともできます。学生大会に代わるものとして学生投票を行うこともあります。学生大会は学部生の 5 分の 3 以上の有効投票があれば成立します。

☆農学部自治会の年間スケジュール



農学部自治会の(そこそこ細かい)システム説明2

～農学部自治会の組織構成¹～



1. 各集合は排反ではない。
 2. 実務的な都合上農学部生はすべて自治会のサービスを受けられる=自治会員としている。
 3. 京都大学農学部学生自治会、北部祭典実行委員会、農学部新歓実行委員会はそれぞれ京大農学部長の承認のもとの農学部公認団体である。
 4. クラス委員会は各学科から15人に1人（小数点切り上げ）以上のならば人数に指定はないが、規約上の自治委員の定数は15人に1人（小数点切り上げ）なので、クラス委員の人数が自治委員の定数を超過した学科はクラス委員内から自治委員を選出する。
 5. 11月祭事務局の願に従い、NF委員は各クラス2名以上を選出する。「NF委員会」という組織は存在しないがイベント委員会の中でNF委員の人を区別するために便宜上用いる。
 6. 試験対策委員はその性質上、各学科1名以上を選出する。